



深夜営業を営む みなさまへ

つくば市には
カラオケなどの深夜営業にともなう
騒音の相談が多く寄せられています。



深夜に営業する方は周辺住民に配慮するよう
お願いします。

(規制に関する条例は裏面参照)



 つくば市



深夜営業騒音に関する規制の概要

適用条例

- ・茨城県生活環境の保全等に関する条例
- ・つくば市深夜営業における騒音の規制に関する条例（平成29年4月1日施行）

I. 規制の対象となる営業（詳細はつくば市ホームページを参照ください）

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| (1) 飲食店営業（設備を設けて客に飲食させる場合に限る） | (6) 音楽・ダンススタジオ営業 |
| (2) 喫茶店営業 | (7) ライブハウス営業 |
| (3) ボウリング場営業 | (8) クラブ営業 |
| (4) バッティング練習場営業 | (9) カラオケボックス営業 |
| (5) ゴルフ練習場営業 | (10) イベント場所貸営業 |
- ※(6)～(10)は、平成29年4月1日から適用となります。

II. 音量規制

深夜（23時～翌朝6時）の時間帯に、次表の規制区域で対象となる営業活動を行う場合は、敷地境界線において、騒音基準を順守しなければなりません。

規制区域		騒音基準
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	40デシベル
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域	50デシベル
第4種区域	工業地域	55デシベル

III. 音響機器の使用制限

深夜（23時～翌朝6時）の時間帯に、次表の規制区域で対象となる営業活動を行う場合は、音響機器から発生する音を営業活動を行う場所の外部に漏らしてはなりません。

規制区域	規制される音響機器
(1) 第1種区域及び第2種区域並びにそれらの周囲10m以内の区域	・カラオケ装置 ・ステレオその他の音声機器 ・録音及び再生装置
(2) 市街化調整区域内の住居及び病院（入院施設を有する診療所を含む）の敷地境界線の周囲10m以内の区域	・有線ラジオ放送装置（受信装置に限る） ・楽器 ・拡声装置

※(2)は、平成29年4月1日から適用となります。

IV. 罰則

上記の規制に違反した場合、改善勧告更には改善命令がなされる可能性があります。命令に従わない場合は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられる場合があります。